

外国人の 残業時間管理のポイント

 CAMTECH GMS



はじめに

外国人労働者についての報道で近年目立つものとして、違法な時間外労働についてのニュースがあります。企業に残業代の支払いを命じる判決や、調査で違法な労働があった企業が公表されるなどのニュースが多数報道されています。

こうした法令上や評判のリスクは、結果的に人材採用や取引などで多大なダメージにつながる可能性があります。

このホワイトペーパーでは、外国人の残業時間管理について特に注意すべきポイントの情報を提供します。

外国人の時間外労働の管理

長時間労働については特に労働局・労働基準監督署が注意しているポイントになりますが、その中でも外国人に対する労務管理は特に法令遵守が重視されるようになっていきます。外国人も日本人と同じく労働基準法等に基づいた残業時間の上限が適用されます。

近年、上限時間の管理に加えて時間外労働についての割増賃金についても法改正が行われていきますので、適切な管理が求められます。

加えて、外国人については在留資格による制限も加わるため、外国人の個人別に注意も必要となります。

日本人と共通の時間外労働規制

- ・ 時間外労働の制限について
- ・ 36協定の上限について
- ・ 時間外労働の割増賃金について

外国人の労働時間規制

- ・ 在留資格別の労働時間制限

時間外労働の制限について

日本で働く人は、外国人、日本人どちらであっても労働基準法の制限が適用されます。

■所定内労働時間の上限

1日あたり8時間

1週間あたり40時間

■休憩時間

労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩

■休日の取得

法定休日 毎週1日、または4週間を通じて4日以上

■年次有給休暇

(1)6ヶ月間継続勤務

(2)その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合に10日（継続または分割）の有給休暇

6ヶ月の継続勤務以降は、継続勤務1年ごとに1日ずつ、継続勤務3年6ヶ月以降は2日ずつを増加した日数（最高20日）を付与

この制限を超えて労働させる場合には36協定の締結が必要です。

厚生労働省 労働時間・休日

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/index.html

36協定の上限について

「労働基準法第36条に基づく労使協定」通称36協定は、使用者と労働者組合（または労働者代表）とが労働条件について結ぶ協定です。締結した協定を労働基準監督署に届け出た上で、以下の条件を上限として時間外労働が認められます。

1か月の残業：45時間
1年間の残業：360時間

さらに、業務量が想定を超えて多い場合などには36協定の特別条項で、以下の条件で時間外労働を延長することが可能となります。

時間外労働：年720時間以内
時間外労働＋休日労働：月100時間以内、2～6か月平均80時間以内
1か月の時間外労働が45時間を超えるのは、年6か月まで

厚生労働省 時間外労働の上限規制

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>

時間外労働の割増賃金について

時間外労働については賃金を割り増しして支払う必要があります。（＝残業代）

時間外労働	+ 25%以上
深夜労働（22時～翌5時）	+ 25%以上
深夜の時間外労働	+ 50%以上
法定休日労働	+ 35%以上
法定休日の時間外労働	割増無し（+ 35%以上のまま）
法定休日の深夜労働	+ 60%以上
法定外休日労働	時間外労働の場合 + 25%以上
法定外休日の時間外労働	割増無し（+ 25%以上のまま）
法定外休日の深夜労働	+ 50%以上

厚生労働省 賃金（賃金引上げ、労働生産性向上）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html

さらに、1か月の時間外労働が60時間を超える場合割増賃金率が上がります。

月60時間超の時間外労働 + 50%以上

中小企業は2023年3月まで、60時間超の時間外労働割増率が+ 25%以上に猶予されていましたが、2023年4月1日以降この猶予措置はなくなりました。

厚生労働省 2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

在留資格別の労働時間制限

外国人は在留資格によって労働時間の制限が設けられています。在留資格ごとの制限を超えないように管理する必要があります。

★ポイント★

技能実習生は36協定があっても月80時間まで。45時間以上で届出が必要。
留学生、家族滞在、特定活動（一部）は週28時間まで。

在留資格	労働時間の制限
技能実習	技能実習法によって月80時間以上の時間外労働は認められません。時間外労働が45時間を超えた場合は、外国人技能実習機構に対して実習計画の「軽微変更届」を提出する必要があります。
留学 家族滞在 特定活動（一部※）	労働時間は1週間当たり28時間以内に制限されます。
高度外国人材 技・人・国 特定技能 介護 その他の就労可能な在留資格	日本人と同じ労働時間規制となります。

※外国人の扶養を受ける配偶者、または子で、特定活動の在留資格を持っている人
特定活動の在留資格で就職活動を行っている人

まとめ

外国人労働者の時間外労働管理については、基本的に日本人と扱いは変わりません。しかし、技能実習生や留学生などはそれ以外にも制限や手続きが発生するため十分に注意が必要です。

労働時間に関して労働基準法に違反した場合は、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されるほか、**企業名の公表**や労働基準監督署・労働局の**指導**などが出されるリスクもあります。

うっかりミスを防ぐためにも、システムによる管理や、現場指揮命令者の教育など、適切な管理を行うための取り組みを行いましょう。

最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/download>

セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>

海外人材Q & A

よくある質問に一问一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

<https://gms.ca-m.co.jp/qa>

細やかな気遣い・サポートを提供し、
日本での生活をもっと快適に。



<https://gms.ca-m.co.jp/>

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や
「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や
不安などにお応えいたします。

0120-530-451（受付／平日10:00～18:00）

また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。

担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

